

板橋区都市計画図  
(令和7年3月現在)

注 意 事 項

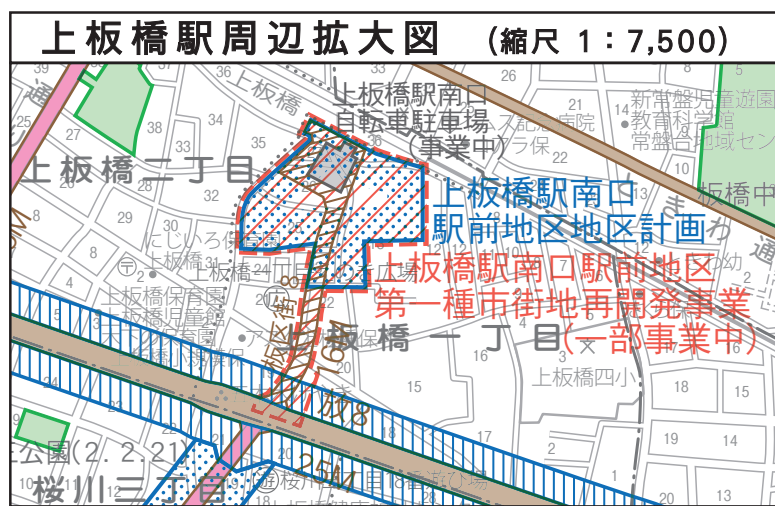
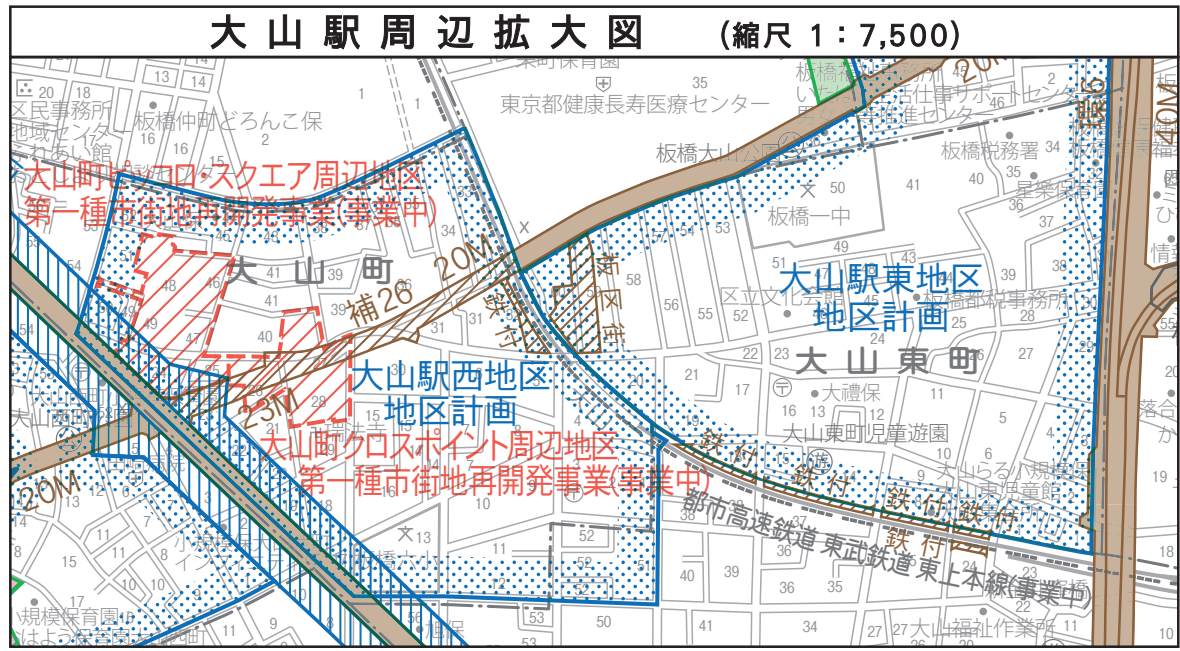
1 本図は、都市計画法に基づく地域地区、都市計画施設、市街地開発事業、地区計画等を示したもので、都市計画道路の概略は下記のとおり、表しています。

補26 ←都市計画道路の名称  
20M ←都市計画道路の計画幅員

その他、景観法に基づく景観計画区域、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域を示しています。

2 上記以外の地域地区（用途地域等）については、別図「板橋区用途地域図」をご覧ください。

3 本図は、板橋区ホームページでもご覧になれます。  
(<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/>)



凡 例

| 表 示 | 項 目                 | 関係法令                      | 備 考                                                          |
|-----|---------------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------|
|     | 道路(完 了)             | 都市計画法第11条第1項第1号           |                                                              |
|     | (事業中)               | 同 上                       | 当該事業地内で建築しようとする場合は、区長の許可が必要。(都市計画法第55条)                      |
|     | (施設事業計画) 優先整備路線     | 同 上                       | 令和7年度までに優先的に整備を進める路線。区域内で建築しようとする場合は、区長の許可が必要。(都市計画法第53条)    |
|     | (未着手)               | 同 上                       | 区域内で建築しようとする場合は、区長の許可が必要。(都市計画法第53条)                         |
|     | 都市高速鉄道              | 都市計画法第11条第1項第1号           | 区域内で建築しようとする場合は、区長の許可が必要。または第55条。ただし、地下を走行する区間を除く。           |
|     | 一団地の住宅施設            | 都市計画法第11条第1項第8号           |                                                              |
|     | 特定防災街区整備地区          | 都市計画法第8条第1項第5号の2 密集市街地整備法 | 地区内で建築しようとする場合は、建築基準法により一定の制限がある。                            |
|     | 流通業務地区              | 都市計画法第8条第1項第13号           | 地区内には、定められた施設以外建築出来ない。(流通業務市街地の整備に関する法律)                     |
|     | 流通業務団地              | 都市計画法第11条第1項第11号          |                                                              |
|     | 自動車ターミナル (トラクターミナル) | 都市計画法第11条第1項第1号           |                                                              |
|     | 市 場                 | 都市計画法第11条第1項第7号           |                                                              |
|     | 下水道(完 了)            | 都市計画法第11条第1項第3号           | 下水道再生センター                                                    |
|     | (事業中)               | 同 上                       | 同 上                                                          |
|     | 駐 車 場               | 都市計画法第11条第1項第1号           | 自動車駐車場が板橋二丁目に設置。自動車駐車場が志村三丁目、高島平駅、小竹向原、成増駅北口に設置。上板橋駅南口に設置予定。 |
|     | 地域冷暖房施設             | 都市計画法第11条第1項第3号           |                                                              |
|     | ごみ焼却場               | 都市計画法第11条第1項第3号           |                                                              |
|     | その他の処理施設            | 都市計画法第11条第1項第3号           | リサイクル施設                                                      |
|     | 高度利用地区              | 都市計画法第8条第1項第3号            |                                                              |

| 表 示 | 項 目                | 関係法令                               | 備 考                                                               |
|-----|--------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
|     | 公園(完 了)            | 都市計画法第11条第1項第2号                    | 図中の( )内は公園番号を示す。                                                  |
|     | (事業中)              | 同 上                                | 区域内で建築しようとする場合は、区長の許可が必要。(都市計画法第55条)                              |
|     | (優先整備区域)           | 同 上                                | 令和7年度までに優先的に整備を進める区域。区域内で建築しようとする場合は、区長の許可が必要。(都市計画法第53条)         |
|     | (未着手)              | 同 上                                | 区域内で建築しようとする場合は、区長の許可が必要。(都市計画法第53条)                              |
|     | 緑 地                | 都市計画法第11条第1項第2号                    | 区域内で建築しようとする場合は、区長の許可が必要。(都市計画法第53条)                              |
|     | 特別緑地保全地区           | 都市計画法第8条第1項第12号 都市緑地法              | 区域内で建築、水竹の伐採等を行うとする場合は、都知事又は区長の許可が必要。(都市緑地法第14条)                  |
|     | 生産緑地地区             | 都市計画法第8条第1項第1号 生産緑地法               | 区域内で建築しようとする場合は、区長の許可が必要。(生産緑地法第8条)                               |
|     | 再開発促進区域            | 都市計画法第10条の2第1項第1号 都市再開発法           |                                                                   |
|     | 土地区画整理事業 (施行すべき区域) | 都市計画法第12条第1項第1号                    | 区域内で建築しようとする場合は、区長の許可が必要。(都市計画法第53条) この区域は、緑地地域の廃止により都市計画決定された区域。 |
|     | 第一種市街地再開発事業        | 都市計画法第12条第1項第4号 都市再開発法             | 区域内で建築しようとする場合は、区長の許可が必要。(都市計画法第53条、または第55条)                      |
|     | 防災街区整備事業 (完了)      | 都市計画法第12条第1項第7号 密集市街地整備法           |                                                                   |
|     | 地 区 計 画            | 都市計画法第12条の4第1項第1号                  | 区域内で建築物の建築等を行う場合は、工事の30日前までに区への届出が必要。                             |
|     | 沿道地区計画             | 都市計画法第12条の4第1項第4号 幹線道路の沿道の整備に関する法律 | 区域内で建築物の建築等を行う場合は、工事の30日前までに区への届出が必要。                             |

| 表 示 | 項 目             | 関係法令                  | 備 考                                                                             |
|-----|-----------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
|     | 景観形成重点地区        | 景観法 (板橋区景観計画)         | 以下に係る行為 (工事) を行う場合、届け出が必要。 ①建築物 ②工作物 ③開発行為 ④土地の造成 ⑤木竹の伐採 ⑥物件の堆積 規模等の詳細は都市景観係まで。 |
|     | 板橋区全域 (重点地区を除く) | 一般 地 域                |                                                                                 |
|     | 板橋区全域           | 宅 地 造 成 等 工 事 規 制 区 域 | 区域内で宅地造成のため、一定規模以上の工事を行うものは、区長の許可が必要。 規模等の詳細は都市開発計画係まで。                         |

◎問合せ先

- 都市計画法に基づく地域地区、都市計画施設等の照会  
板橋区 建築指導課 意匠審査係 (電話 03-3579-2573)
- 都市計画施設区域内での都市計画法第53条の許可  
板橋区 都市計画課 交通企画都市基盤係 (電話 03-3579-2548)
- 景観法に基づく景観計画区域  
板橋区 都市計画課 都市景観係 (電話 03-3579-2549)
- 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域  
板橋区 都市計画課 開発計画係 (電話 03-3579-2557)